

## 無電柱化対策に関する調査の結果

### ○ 電線共同溝事業における本體工事後の進捗管理等の徹底

道路管理者は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電共法」という。)第3条第1項に基づき電線共同溝を整備すべき路線として指定を行った場合、同法第9条に基づき当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占有に関し、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による占有許可又は同法第35条の規定による占有協議を行ってはならないとされている。また、道路管理者は、電共法第4条第2項に基づき、同法第3条第1項の指定に係る道路又は道路の部分について、当該指定の日前になされた道路法第32条第2項若しくは第3項又は同法第35条の規定による許可又は協議に基づき当該道路の地上に設置された電線又は電柱(いまだ設置に至らないものを含む。)の設置及び管理を行う者に対し、電共法第4条第1項の規定による申請(電線共同溝の建設完了後の占有許可の申請)を勧告することができるとされている。

一方、電共法第9条ただし書において、占有制限の例外規定があり、①整備道路の指定の日前になされた道路占有許可又は協議に基づき設置された電線又は電柱の維持修繕等を行う場合、②電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前等において緊急の必要に基づき当該電線共同溝の占有予定者が仮設の電線又は電柱を設置等行う場合、③電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づく電線について地下に埋設することが道路構造等に照らし困難であることその他やむを得ない事情があると認められる場合、④地上における電線又は電柱の占有について公益上やむを得ない事情があり、かつ、安全円滑な交通確保及び景観整備の支障が少ない場合は、占有制限の適用が除外される。

このように、電線共同溝が整備された路線には、上記電共法第9条ただし書に該当する場合を除き、電線又は電柱の設置等は認められないこととなっている。

しかし、今回、当局が福岡国道事務所が実施した2電線共同溝事業について、事業実施後の状況を調査した結果、1事業において、架空線が残存している状況がみられた。

[架空線が残存している事例：国道202号小田部地区]

福岡国道事務所は、国道202号小田部地区における入溝及び抜柱の工事を平成25年3月に完了したとしているが、当局が26年4月30日に現地を調査した結果、1交差点の2か所において、架空線等が残存している状況がみられた。

この理由について、福岡国道事務所は、次のとおり説明している。

#### ① 小田部交差点(信号機と車両感知器間の架空線)

歩道に架空線の埋設工事を実施する予定であったが、当該歩道付近の住民から、

施工の同意を得られなかったためである。

② 小田部交差点(信号機と電柱間の架空線)

信号機の設置されている位置は無電柱化整備区間内であるが、整備区間外にある電柱との間に架空線(2本)が残存している理由は不明である。

しかし、当局が電線共同溝平面図を確認したところ、①の事例については、架空線が残存している歩道に電力系及び通信系の管路が埋設してあり、当該工事と同時に当該住民に対して架空線の埋設工事の施工の同意調整を行うことは可能であると考えられることから、調整・協議不足がその原因と推測される。

また、②の事例については、今回の当局の調査により、電線管理者と信号機施工業者の間の連携不足のため撤去可能な架空線(1本)が残存していたことが判明し、電線管理者が平成26年6月に撤去工事を行っており、架空線を残置しておく特段の必要性はなかったものと考えられる。

(注) もう1本の架空線について、福岡国道事務所は、当該架空線は無電柱化整備区間内に設置された信号機から市道に設置された車両感知器との間を結ぶものであり、信号機と車両感知器の連動のため必要なものであるとしている。

福岡国道事務所が実施する電線共同溝事業は、電線管理者も施工費用を負担する応分負担方式により行うこととされている。このため電線共同溝本体工事後の入溝及び抜柱の工事は、電線管理者が実施することとなるため、電線管理者は福岡国道事務所に対して工事の完了届により完了に係る内容を通知することとなっているが、施工済箇所を十分に確認できる資料が添付される仕組みとなっていなかった。

このように、福岡国道事務所は、調査対象とした2事業に限らず電線共同溝工事が完了した事業において、架空線等が残存している箇所を把握し、その理由を整理して記録を残す仕組みを有しておらず、九州地方整備局もそのような仕組みはないとしている。

しかし、電線共同溝事業の実効性を確保するためには、道路管理者は、電線共同溝本体工事後の進捗状況、事業終了時の現況等を的確に把握することが重要と考えられる。

〔所見〕

したがって、九州地方整備局は、直轄国道における電線共同溝整備事業について、電線共同溝本体工事後の進捗状況、事業終了時の現況等を的確に把握するため、抜柱完了までの間に、電線共同溝整備計画等を活用するなどして、進捗管理及び電線管理者等との情報連携を徹底する方法を検討する必要がある。